

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和6年4月5日

香川県知事 池 田 豊 人

| 土地改良事業を行った者の名称 | 土地改良事業の種類                  | 地区名    | 工事完了年月日   |
|----------------|----------------------------|--------|-----------|
| 三豊市山本町土地改良区    | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) | 三条坊地区  | 令和6年2月9日  |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) | 砂川地区   | 令和6年1月31日 |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) | 上淀シコ地区 | 令和6年1月29日 |
| 三豊市財田町土地改良区    | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) | 鎌谷地区   | 令和6年3月8日  |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) | 昼丹波地区  | 令和6年1月31日 |
| 〃              | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) | 灰倉地区   | 令和6年1月31日 |